

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市創業・中小企業支援融資助成事業
補助の区分	その他事業(利子相当分補給金)
補助の概要	市内で創業又は第二創業を目指すもの、六次産業化又は農商工連携に取り組もうとする者及び市内中小企業者で設備投資をする者がその目的で融資を受ける際、融資に対する負担軽減を図ることで事業拡大等を促進し、元気の産業の創出及び育成を目的とするために補助金を交付する。
補助事業者	補助対象事業に該当する者
補助対象経費	運転資金・設備資金の借入に対する利子相当額
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	利子相当分の助成 ○少額(5万円以下)補助金の理由 円滑な資金調達に寄与する観点から少額となる場合がある
補助率等 ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	利子相当分の助成 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 借入金額に対して利子相当額を補助するものであり、利子相当の全額又は1/2の補助となる
数値目標等 ※数値目標の設定検証	A 数値化
	利子相当を補給の対象となる融資実効額 ○目標に対する費用対効果(計算式)
	融資実行額68,000千円 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 申込み件数を22件、融資実行額68,000千円を想定
補助制度開始	平成29年3月21日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	地域振興課 商工振興係
(電話番号)	0259-63-4152(直通)